



【信州「学び」応援寄付金】 「信州の特色ある学び」への寄付募集を開始します

長野県と公益財団法人長野県みらい基金では、公共的活動を寄付で応援するウェブサイト「長野県みらいベース」に「信州の特色ある学び」の特設ページを設け、寄付による団体の活動資金の調達を応援します。

この「信州の特色ある学び」への寄付募集を次のとおり開始します。

なお、いただいた寄付金は、税制上の優遇措置の対象になります。（別添チラシ参照）

1 寄付募集团体及び期間

募集团体：信州自然留学（山村留学）やフリースクールなど

「信州の特色ある学び」に取り組む団体（別紙のとおり）

募集期間：令和7年10月31日（金）から令和8年1月31日（土）まで

2 寄付の方法

（1）ホームページから

長野県みらいベース「信州の特色ある学び」の特設ページから、応援したい団体を指定して寄付ができます。

以下のお支払い方法からお選びいただけます。

- ・クレジットカード
- ・銀行振込（八十二銀行・長野ろうきん・JAバンク・ゆうちょ銀行）
- ・郵便振替
- ・現金持参（（公財）長野県みらい基金 長野事務所・松本事務所）

<https://www.mirai-kikin.or.jp/tokushokuaru-manabi/>



長野県みらいベース

（2）直接送金をご希望の方

寄付したい団体名と金額をお控えの上、以下の連絡先にお問い合わせください。

公益財団法人長野県みらい基金 松本事務所 0263-50-5535

（受付時間 平日 9:00～17:00）

（3）本で寄付（チャリボン）

読み終えた本で寄付をすることができます。詳しくは次のホームページをご覧ください。

<https://www.charibon.jp/partner/mirai-kikin/>



チャリボン

3 その他

「信州「学び」応援寄付金」では、長野県直営『共創型』ふるさと納税受付サイト「ガチなが」において、県立学校、私立学校などの学校等を指定した寄付もできます。

多大なるご支援をいただき誠にありがとうございました。

「信州「学び」応援寄付金」の令和6年度の寄付実績は以下のとおりです。

- 信州の特色ある学び（信州自然留学（山村留学）等）：376件、1,261万4,280円
- 県立学校、私立学校、信州やまほいく：229件、5,007万4,058円



ガチなが

（長野県みらいベースに関する問合せ先）
担 当 公益財団法人長野県みらい基金
松本事務所 小松、芦澤、横山
電 話 0263-50-5535
電子メール matsumoto@mirai-kikin.or.jp

（信州「学び」応援寄付金に関する問合せ先）
担 当 県民文化部県民の学び支援課
学び支援係 渡辺、浅利
電 話 026-235-7056（直通）
026-232-0111（代表）内線 2539
電子メール manabi@pref.nagano.lg.jp

「信州の特色ある学び」寄付募集团体一覧（令和7年度）

(R7.10.21時点)

No.	区分	団体名
1	信州自然留学（山村留学）	NPO法人グリーンウッド自然体験教育センター
2	フリースクール	一般社団法人オレンジファム
3	フリースクール	LIGHTHOUSE SCHOOL
4	フリースクール	N P O 法人子ども・若者サポートはみんぐ
5	フリースクール	一般社団法人信州親子塾
6	フリースクール	学習支援センター実帰舎
7	フリースクール	寺子屋TANQ
8	フリースクール	NPO法人 LINKS
9	フリースクール	特定非営利活動法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト
10	フリースクール	特定非営利活動法人木の子
11	いろいろな学びの場	NPO法人安曇野ふるさとづくり応援団
12	いろいろな学びの場	N P O 法人飯綱高原よっこらしょ
13	いろいろな学びの場	特定非営利活動法人ぐるったネットワーク大町
14	いろいろな学びの場	特定非営利活動法人こどもの未来をかんがえる会
15	いろいろな学びの場	特定非営利活動法人ITサポート銀のかささぎ
16	いろいろな学びの場	特定非営利活動法人まちの縁側なから
17	いろいろな学びの場	ポジ◎ラボ

※団体を指定した寄付のほか、「信州の特色ある学び」全体への寄付もご支援いただけます。



寄付で応援 /

信州の 特色ある学び

2025 年度

大自然の中だからこそ、学べること。
あるいは自分の個性を思いっきり伸ばせる場所。
さまざまな生きづらさ※のある今だから。
子どもたちが安心し、豊かな体験で生きる力を育む
さまざまな「信州の特色ある学びの場」
あなたの寄付でどうか応援してください。

フリースクール

信州自然留学

信州やまほいく

いろいろな学びの場

※長野県内の不登校児童生徒数
7,060 人（令和 5 年度）【過去最多】

阿部知事からのメッセージ



子どもたちへ
あなたがそこにいること、その笑顔、一生懸命取り組む姿、すべてにありがとう。未来を担う子どもたちが、将来に夢と希望を持ちのびのびと育つように、お父さん、お母さんを支え、子どもたち自身の力を信じ、その育ちをみんなで支えていく、そんな長野県を目指していきます。



長野県みらいベース
キャラクター Kiffy（キッフィー）

公益財団法人 長野県みらい基金

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
TEL 026-217-2220・FAX 026-217-2221
【松本事務所】
TEL 0263-50-5535・FAX 0263-50-6561



しあわせ信州

クレジット・銀行振込・郵便振替
または現金で寄付ができます。

寄付はこちらから

公共的活動応援サイト
長野県みらいベース
<https://www.mirai-kikin.or.jp/tokushokuaru-manabi/>



※この寄付募集は「信州『学び』応援寄付金」プロジェクトの一環として、各団体、長野県及び（公財）長野県みらい基金が協働で実施するものです。

子どもの学びたいを 寄付で応援しよう



信州の豊かな自然環境の中で遊び、学びながら生き抜く力を育む「信州やまほいく」や「信州自然留学（山村留学）」、一人ひとりの個性や特性に応じた学びの場である「フリースクール」など、子どもたちの個性を大切にし、さらに伸ばす特色ある学びの取組が県内各地で行われています。

長野県と（公財）長野県みらい基金では、このような取組を一層充実させるため、寄付募集サイト「長野県みらいベース」を活用して寄付を集める団体等を支援し、子どもたちが主体的に学び続けられる環境づくりを進めます。皆様の温かなご支援をお願いします。

●寄付をお願いします

ホームページから

長野県みらいベース

<https://www.mirai-kikin.or.jp/tokushokuaru-manabi/>

以下のお支払い方法からお選びいただけます。

- ・クレジットカード
- ・銀行振込（八十二銀行・長野ろうきん・JAバンク・ゆうちょ銀行）
- ・郵便振替
- ・現金持参（長野事務所・松本事務所）

長野県みらいベース



直接送金をご希望の方

寄付したい団体名と金額をお控えの上、以下の連絡先にお問い合わせください。

公益財団法人長野県みらい基金 松本事務所 **0263-50-5535**

（受付時間 平日の午前9時から午後5時まで）

本で寄付（チャリボン）

「信州の特色のある学び」全体への寄付では、上記以外に古本買取によるチャリティ寄付での応援もできます。詳しくは、右の二次元コードからご覧ください。

本で寄付（チャリボン）



●「信州の特色ある学び」への寄付は **税制優遇措置** を受けられます！

個人の方

所得税（①と②のどちらかを選択）※1

①税額控除方式

寄付金のうち2,000円を超える額の40%を「所得税」から控除（所得税額の25%まで）

②所得控除方式

寄付金のうち2,000円を超える額を「所得」から控除（総所得金額の40%まで）

個人住民税（県内に住民登録のある方）

①県民税

寄付金のうち2,000円を超える額の4%を「個人住民税」から控除

②市町村民税※2

寄付金のうち2,000円を超える額の6%を「個人住民税」から控除

法人の方

限度額の範囲内で法人税の損金算入※3ができます。（特別損金算入＋損金算入）

税制優遇措置を受けるためには **確定申告** が必要です。
長野県みらい基金が発行する **領収書** を保管しておいてください。

※1 詳しくは国税庁ウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1266.htm>

※2 市町村によっては寄付金の目的に制限があります。県ウェブサイトでご確認ください。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/kifukin.html>

※3 詳しくは国税庁ウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5283.htm>

“信州の特色ある学び”への寄付は 税制優遇措置を受けられます

公益財団法人長野県みらい基金への寄付は、寄付金控除等の税制上の優遇措置の対象です。

◎ 個人からの寄付

★ 所得税（どちらかを選択できます）

1 税額控除方式

寄付金のうち 2,000 円を超える額の 40%が所得税から控除されます。

※ただし、所得税額の 25%が限度です。

2 所得控除方式

寄付金のうち 2,000 円を超える額が「所得」から控除されます。

※ただし、総所得金額の 40%が限度です。

※所得税の詳細に関しては、国税庁のホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1266.htm>

★ 個人住民税（長野県内に住民票の所在地がある方が対象です）

1 県民税

寄付金のうち 2,000 円を超える額の 4%が個人住民税から控除されます。

2 市町村民税

寄付金のうち 2,000 円を超える額の 6%が個人住民税から控除されます。

※市町村によっては寄付金の目的に制限があります。県のホームページでご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/kifukin.html>

【具体例】

※『給与収入 700 万円で夫婦、子ども 2 人（所得税率 10%、住民税所得割 293,500 円のケース）』

年間 50,000 円を寄付した場合＜税額控除方式を選択＞

控除の対象外 2,000 円	控除額（19,200 円 + 4,800 円） = 24,000 円 所得税（50,000 円 - 2,000 円） × 0.4 = 19,200 円 住民税（50,000 円 - 2,000 円） × （0.04 + 0.06） = 4,800 円
-------------------	--

【税制優遇措置を受ける】

確定申告が必要です。長野県みらい基金が発行する領収書を保管しておいてください。

◎ 法人からの寄付

限度額の範囲内で法人税の損金算入ができます。（特別損金算入 + 損金算入）

※詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5283.htm>

ご不明な点は長野県みらい基金松本事務所（電話 0263-50-5535）までお尋ねください。